

広島県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十八年六月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

津江八本松線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市八本松町原一〇五一五番一地先から 東広島市八本松町原二〇五五五番六地先まで	新	旧	一七・五〇 〇	三三〇・五〇	ダブルウェイ 一部解除 一部拡幅 不用物件延長 三四五・〇〇 メートル
	旧	新	一七・五〇 〇	三三〇・五〇	
東広島市八本松町原二〇五五五番一地先から 東広島市八本松町原二〇五五五番六地先まで	新	旧	一七・五〇 〇	三三〇・五〇	ダブルウェイ 一部解除 一部拡幅 不用物件延長 三四五・〇〇 メートル
	旧	新	一七・五〇 〇	三三〇・五〇	
東広島市八本松町原二九六七番一地先から 東広島市八本松町原二〇五一五番一地先まで	新	旧	一一・〇〇 〇	三八三・五〇	一部幅員減少 不用物件延長 二二三・〇〇 メートル
	旧	新	一一・〇〇 〇	三八三・五〇	